

1 2 管理運営

【目的・目標】

教育・研究並びに学生生活の円滑な遂行、学部環境の整備向上等確保のため、大学の基本理念を踏まえ適切な管理運営を図り、大学の発展に資することを目標とする。

1 2 - 1 学長と大学協議会

1 2 - 1 - 1 学長の権限と選任

【現状の説明】

(1) 権限

学長の権限については、学校教育法第92条（平成19年6月27日法律第96号一部改正、旧第58条繰下）第3項「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」に基づき、学校法人東京工芸大学規程第9条第1項において「大学に学長を置き、学長は大学全般を統轄する。」と規定されている。また、同規程第12条には「学長のもとに各部門事務を統轄するため事務局長を置き、事務局を編成する。」と定められており、これを受けて事務局規程第8条第2項には「大学事務局長は、学長の命を受け、大学全般の事務を総括する。」と規定されている。さらに、就業規則第3条においても「職員は、この規則及びこれに付随する諸規程を守り、学長（法人本部事務局においては法人本部事務局長とし、以下「所属長」という。）、その他の上司の職務上の命令に従って法人の秩序を維持するとともに、互いに協力して、その職責を遂行し、教育・研究目的を達成し、事業の発展に努めなければならない。」と定められている。

(2) 選任

学長の選任は、「東京工芸大学学長候補者選考規程」に基づいて実施され、学長の任期が満了するとき、学長の辞任が認められたとき、学長が欠けたときに行われる。学長の選任手続きについては次のとおりである。

前記事由に該当する事態が生じると学長候補者推薦委員会が設置される。同委員会の構成員は、理事長、学長、専務理事、常務理事、学内理事、各学部長、各研究科長、大学事務局長、各学部事務部長、中央図書館長、中野図書館長、各学部教務部長、各学部学生部長、情報処理教育研究センター長、各学部の学科主任（教養主任及び基礎主任を含む。）及び別科長である。この推薦委員会は理事長が招集し、議長となり学長候補者を選出する。次いで当該委員会で選出した学長候補者に対して信任投票が行われる。信任投票を厳正かつ円滑に実施するため、信任投票管理委員会が設置される。投票権のある者は学長、各学部の教授、准教授、講師及び助教並びに課長以上の事務職員である。投票総数の過半数の信任を得たとき、はじめて理事会に推薦されるべき学長候補者となる。信任投票管理委員長から信任投票結果が理事長に提出され、理事長は理事会の議（理事会における選任行為）を経て学長を委嘱することとなるが、理事会においては信任投票結果が尊重されている。

【点検・評価】【長所と問題点】

(1) 権限

学長は東京工芸大学協議会規程第4条に「協議会を招集し、議長となる」と規定されており、大学協議会が教学面（教育の内容・方法等内的事項の管理運営面）における実質的な最高意思決定機関であり、学長は教学組織の最高責任者である。また、私立学校法に基づく寄附行為により、大学設置法人の役職指定理事として大学経営の責任者でもある。更に前述のとおり、職員の任命権者は理事長とされているが、大学に所属する職員の服務監督権は学長に帰属しており、これらの諸規定に基づき適切な運営がなされている。

(2) 選任

現行の「東京工芸大学学長候補者選考規程」及び「東京工芸大学学長候補者選考に関する細則」が制定されたのは1994年である。「細則」第3条に「推薦委員会に付すべき候補者は、理事長、学長、副学長、専務理事、常務理事、工学部長及び芸術学部長が協議の上、推薦委員会に提案するものとする。」とされており、経営サイド、教学サイドの両面から十分に議を尽くして学長候補者が擁立・推薦される仕組みとなっている。

なお、2003年度までは、学長は本学教授を併任できず、学内の教授が学長に就任する場合にはその時点で本学を退職することとされており、当該者が学長を退く時点で65歳未満であった場合は、定年を待たずに職を失することも起こりうる制度であったが、2004年度からは、教授の併任ができないことと学長就任時に本学を退職することに変更はないものの、学長を退く時点で65歳未満であった場合には教授に復職できることとされた。

12-1-2 大学協議会

【現状の説明】

大学協議会は1994年に芸術学部の開設と同時に設置され、当初は両学部の連絡・調整会議としての意味合いが強い会議であったが、その後、同協議会の組織的位置付けや役割、機能等について審議されるとともに規程改正等が実施され、2008年に大学の教学面における実質的な最高意思決定機関としてその位置づけを明確にし、現在に至っている。

東京工芸大学協議会規程に定める大学協議会の審議事項は、(1)学則、その他重要な規程の制定、改廃に関する事項、(2)学部・学科・大学院研究科、その他重要な施設及び組織の設置・改廃に関する事項、(3)大学の教学における長期構想及び短期的な運営方針に関する事項、(4)教員の構成に関する事項、(5)教員人事の基準に関する事項、(6)教育及び研究予算に関する事項、(7)自己点検・評価の総括、(8)自己点検・評価の活用に関する事項、(9)学部及び研究科間の連絡調整に係る事項、(10)学長の諮問事項、(11)その他、大学の教学面における管理・運営上重要な事項、とされている。構成員は、(1)学長、(2)各学部長、(3)各研究科長、(4)各学部教務部長、(5)各学部学生部長、(6)中央図書館長及び中野図書館長、(7)各学部（研究科を含む。）の教授2名（協議員）、(8)情報処理教育研究センター長、(9)各学部就職委員長、(10)自己点検・評価委員長、(11)その他議長が必要と認めたる者、とされ、学長が招集し議長となる。

大学協議会には前述の審議事項等を検討・調整する機関として大学協議会運営委員会が設置されている。また、必要に応じ大学協議会の諮問に応える機関として、学長は専門部

会を設置できることとされている。

【点検・評価】【長所と問題点】

大学基準協会の助言に基づき、大学協議会の位置付けや役割等を再定義してから8年が経過した2007年度に同協会の認証評価が実施され、大学協議会については、同協会から「東京工芸大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」（2008.3.19）の総評において「1999（平成11）年度の本協会への加盟判定審査時に指摘があった大学協議会の位置づけについても明確になっており、教学の最高意思決定機関として機能できる体制となっている。」と評価を得たところである。

現行の大学協議会規程には、同協議会が「教学の最高意思決定機関」であることが明記されていないことから、2008年4月に、この文言を盛り込むこと等、同規程の一部改正が提案された。学校教育法及び私立学校法等学校関係諸法令との整合性、また大学協議会が極めて重要な会議体であること等から、その後6回にわたり慎重に審議され、2008年11月の大学協議会において、学校教育法第5条の設置者管理主義及び設置者負担主義の定め等、法令上の観点からすれば、私立学校は学校法人が管理権者であり、学校管理の意思決定権限はあくまで理事会に帰属することから、規程に明記するのであれば、「教学面の最高審議機関」と表現することが望ましいが、現行どおり特に明記はしないものの実質的には大学協議会が教学面（教育の内容・方法等内的事項の管理運営面）における最高意思決定機関として機能することが確認され、規程改正が承認された。

以上のような経緯を経て大学協議会の位置付けや役割は確認されたが、大学改革に必要な事項には、財政面など法人本部の意思決定事項が数多く存在するので、経営側との密接な連携の確保も不可欠である。

大学協議会と学部教授会との関係については、学部長をはじめ教務部長、学生部長、図書館長等、要路の教学管理者が協議会のメンバーとなっていることから、学部での各種の決定事項や取り組み、企画等について綿密な報告がなされており、情報の共有化が図られている。また、大学協議会では大学全体としての取組案件が審議され、ここでの決定事項は、学部教授会で速やかに報告、実施され、全般に大学協議会と学部教授会との役割分担や連携は適切に機能している。なお、大学協議会が各学部教授（総）会の意思を尊重したプロセスは全学の連携を円滑に進める上では大変有効であるが、場合によっては学部間の合意形成に時間を要することが懸念される。

1 2 - 2 大学の管理運営体制

1 2 - 2 - 1 学部長その他の役職教育職員（教学管理者）

【現状の説明】

(1) 学部長

学部長については、学校法人東京工芸大学規程第9条第2項に「大学に大学院及び学部を置き、研究科長及び学部長は、学長を補佐して大学院及び学部の運営に当る。」と規定されている。学部長は、学部の教授会及び教授総会を招集し、議長となる。また、学部内の諸問題に対する連絡調整や教育研究予算の学科配分等も含め、学部の教育・研究に係る全般を統括している。

(2) 工学部における役職教育職員（教学管理者）の選任

工学部の役職教育職員は、学部長、教務部長、学生部長、中央図書館長、大学協議会協議員（2名）、学科主任、基礎教育研究センター主任及び副主任とされ、これらの選任は、「東京工芸大学工学部役職教育職員候補者選考規程」に基づいて実施される。

工学部長の任期は1期3年で、継続して就任する場合は、2期6年が限度とされている。教務部長、学生部長及び中央図書館長の任期も3年とされているが同一の役職を継続して再任することは認められていない。工学部長及び各部長等の選挙は、1月中に開催される教授総会（構成員は助教以上）で行われる。工学部長及び各部長の候補者の資格を有する者は工学部に在職する専任の教授とされており、工学部長候補者については、教授総会構成員5名の推薦が必要とされ、選挙管理委員長が選挙期日の2週間前までに公示することとされている。選出の順序は、工学部長、次いで工学部長が指名した教務部長、学生部長、中央図書館長の各候補者の信任投票が行われ、無記名投票により有効投票数の過半数を得た者が選任される仕組みとなっている。当該教授総会の議長は、選挙管理委員長からの投票結果の報告を受けた後、各当選者を当該役職者として学長に推薦する。任命は、同年の4月1日付けとなる。

大学協議会協議員の選任は、教授総会における選挙により実施され、教授2名が選出される。協議員の任期は3年で再任が認められている。

専門学科の学科主任並びに基礎教育研究センターの主任及び副主任の選任は、当該学科の定めるところにより候補者を選考し、教授総会の承認を得て選任される。学科主任並びに基礎教育研究センターの主任及び副主任の任期は1年で、再任が認められている。基礎教育研究センター副主任については、教授に限らず、専任の准教授、講師又は助教もその有資格者とされている。

なお、各種委員会の委員長に関しては、教務委員会、学生委員会及び図書委員会の委員長については前述の選挙によって選出された各部長等が就任することとなっているが、その他の委員会の委員長については、工学部長又は工学研究科長が指名し、教授総会又は研究科総会の了承を得て選任された者が就任することとなっている。

(3) 芸術学部における役職教育職員（教学管理者）の選任

芸術学部の役職教育職員は、学部長、教務部長、学生部長、中野図書館長、大学協議会協議員（2名）、学科主任（基礎教育主任を含む。）とされ、これらの選任は、「東京工芸大

学芸術学部役職教育職員候補者選考規程」に基づいて実施される。

芸術学部長の任期は3年で、継続して就任する場合は、2期6年が限度とされている。教務部長、学生部長、中野図書館長及び大学協議会協議員の任期も3年とされているが同一の役職を継続して再任することは認められていない。芸術学部長及び各部長等の選挙は、1月中に開催される教授総会(構成員は助教以上)で行われる。芸術学部長及び各部長等の候補者の資格を有する者は芸術学部にて在職する専任の教授とされ、選挙管理委員長は選挙期日の2週間前までに公示することとされている。選出の順序は、芸術学部長、教務部長、学生部長、中野図書館長、大学協議会協議員の役職の順で、選出方法は無記名投票により第1次選挙及び第2次選挙が行なわれる。第1次選挙は有効投票の得票上位3位までの者を候補者として選出し、第2次選挙は、第1次選挙で選出された候補者の中から、有効投票の過半数得票者が最終候補者として選出される。また、第2次選挙の結果、過半数得票がない場合には有効投票の得票上位者2名を候補者として決戦投票が行なわれ、有効投票の比較多数を得た者が最終候補者として選出される。当該教授総会の議長は、選挙管理委員長からの投票結果の報告を受け、承認を得た後、各当選者を当該役職候補者として学長に推薦する。任命は、同年の4月1日付けとなる。

専門学科の学科主任、基礎教育主任の選出は、当該学科等に所属する教授の中から当該学科等に所属する教員の多数決によるものとされ、選出された候補者は教授総会の承認を得て選任される。学科主任及び基礎教育主任の任期は3年で、再任が認められている。

各種委員会の委員長の選任については、教務委員会、学生委員会及び図書委員会の委員長は前述の選挙によって選出された各部長等が就任することとなっているが、その他の委員会の委員長については、芸術学部長又は芸術学研究科長が指名し、教授総会又は研究科総会の承認を得て選任される。

(4) 情報処理教育研究センター長の選任

情報処理教育研究センター長の選任は、「東京工芸大学情報処理教育研究センター規程」に基づいて実施される。同規程の定めにより、センター長は、センター管理・運営委員会において、工学部及び芸術学部の教授会又は工学研究科及び芸術学研究科の研究科委員会の構成員である教授の中から選出され、大学協議会の議を経て学長が任命している。

【点検・評価】【長所と問題点】

学部長及び役職教育職員(教学管理者)の選考方法については、教授総会構成員全員の意思が反映される仕組みとなっており、特に問題なく適切な運用がなされている。

学部長を中心とする役職教育職員(教学管理者)を含めた執行部の権限が明確にされた規程等の整備が不十分である。特に、各学科の意見が分かれ意思決定が遅くなり教育改善に支障をきたすような場合には、執行部の決定を学部全体の意思とできるような方策の明文化が必要である。

特定の役職教育職員(教学管理者)に負担が偏ることがあるので、この軽減を図るために、機能・役割分担の見直しを行うとともに、統廃合による再編成も念頭において各種委員会の在り方を検討する必要がある。

12-2-2 教授会

【現状の説明】

教授会は、学則第11条及び各学部の教授会規程に基づいて運営されており、学部長が招集し議長となる。

教授会での審議事項は、(1)学長の選任に関する事項、(2)学部長、協議員及び役職教育職員の選出に関する事項、(3)教育職員の人事に関する事項、(4)学則の変更に関する事項、(5)教育及び研究予算に関する事項、(6)教育課程及び授業に関する事項、(7)学生の入学、休学、退学及び卒業等に関する事項、(8)課程修了の認定に関する事項、(9)学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項、(10)学術研究に関する事項、(11)大学協議会からの付議事項、(12)その他学部運営上重要な事項、とされている。

構成員は、「専任の教授をもって組織する」と規定されているが、学部内の情報共有を確実にするため、専任の准教授、講師及び助教も加えた教授会を「教授総会」と定め、毎月1回定例に開催し、前述の(3)以外の事項を審議している。なお、教授総会には課長級以上の事務職員が陪席しており、議事録は教務課長が担当し、保管することとされている。

学部の意思決定は教授(総)会で行われるが、教授(総)会の下には各学科等から選出された委員で構成される教務委員会、学生委員会、図書委員会等の各種委員会が設置されており、学部長との協力体制を構築するとともに、機能分担を図っている。各種委員会では個別案件の検討や連絡・調整がなされており、必要な場合は各委員長から教授(総)会に提案され、審議されている。

教授会及び教授総会に諮る審議事項については、学部長を中心に教務部長、学生部長、図書館長及び事務部長を構成員とする部長会、又はこれに学科主任(基礎教育主任を含む)を加えた部長主任会であらかじめ調整している。

教授(総)会及び各種委員会での検討・承認事項は、各学科の学科会議で意思、意向、方向性等の確認と周知が図られている。

【点検・評価】【長所と問題点】

各学部における教授(総)会、各種委員会及び学科会議、並びに大学協議会と各学部教授(総)会は、それぞれの機能・役割が十分に認識されており、極めて良好な関係で相互協力のもとに円滑な運営がなされている。

教授総会には助手を除く専任教育職員が出席するので、議事進行がスムーズに進められるよう、教務委員会等の各種委員会で十分議論され決定された事項が教授総会に提案され審議されるようにしている。また、会議への上程事項も審議事項、協議事項、確認事項及び報告事項等に明確に峻別されており、これも円滑な運営の一助となっている。

1 2 - 3 大学院の管理運営体制

1 2 - 3 - 1 工学研究科

【現状の説明】

大学院工学研究科の管理運営は、工学研究科委員会において意思決定がなされている。

工学研究科委員会は、大学院学則第12条の2及び第13条並びに「東京工芸大学工学研究科委員会規程」に基づいて運営され、工学研究科長が招集し、議長を務めている。

工学研究科長は、工学部との連携を考慮し、工学部長が併任している。

構成員は、工学研究科長及び研究指導の資格を有すると認められた専任の教授であり、主として研究指導や講義を担当する教員の資格審査に関する事項を審議している。

これ以外の事項に関しては、工学研究科の講義等を担当する准教授、講師及び助教を加えた「工学研究科総会」（「東京工芸大学工学研究科委員会規程」第3条に基づき設置）が定期的開催され、審議決定されている。工学研究科委員会（総会）の構成員全員が学部併任者であることから、学部教育と大学院教育の連携等については、十分に現状を把握・認識した上での審議・決定が行われている。

また、大学協議会において決定した両研究科にまたがる事項については、学長又は研究科長から工学研究科委員会（総会）において教員に周知されている。

工学研究科委員会で審議する事項は、（1）教育職員の人事に関する事項、（2）学則の変更に関する事項、（3）教育及び研究予算に関する事項、（4）教育課程及び授業に関する事項、（5）学生の入学、休学、退学及び修了等に関する事項、（6）学位論文の審査に関する事項、（7）学位の授与に関する事項、（8）学生の指導及び育英・奨学・賞罰に関する事項、（9）学術研究に関する事項、（10）大学協議会からの付議事項、（11）その他研究科運営上重要な事項、である。工学研究科総会において、第1号を除く審議事項が審議されており、この議決をもって工学研究科委員会の議決とされている。

研究科の事務的な管理運営については、学部同様厚木キャンパス事務部が担当している。研究科予算についても学部と同様に計画的な執行がなされている。

【点検・評価】【長所と問題点】

工学研究科長は、工学部との連携を図る観点から慣例的に工学部長が兼務しており、教学運営についても学部準じている。工学研究科長の選任規程を明文化する必要がある。

工学研究科の組織運営は、工学部の教員組織の上に成り立っており、それが大学院のフィールドやカリキュラムの改定など長期計画を策定する上で学部教育との一体性を担保できている。今後さらなる研究科の充実を図るためには、工学部との連携を図りつつも独立性の確保が必要とされる。

1 2 - 3 - 2 芸術学研究科

【現状の説明】

大学院芸術学研究科の管理運営は、芸術学研究科委員会において意思決定がなされてい

る。芸術学研究科委員会は、大学院学則第12条の2及び第13条に基づいて運営され、芸術学研究科長が招集し、議長を務めている。

研究科長は、研究科総会での投票により選出しており、その任期は3年である。

構成員は、研究科長及び研究科を担当する専任の教授であり、大学院学則第13条第1号に定める研究科教員の資格審査に関する事項を審議している。これ以外の事項に関しては、研究科を担当する准教授、講師及び助教を構成員として加えた会議により取り扱っており、この会議を「研究科総会」と称している。

研究科委員会（総会）の構成員は全員が学部との併任者であることから、学部教育と大学院教育の連携については、十分に現状を把握・認識した上での審議・決定が行われている。また、大学協議会において決定した両研究科にまたがる事項については、学長又は研究科長から研究科委員会（総会）において教員に周知されている。

研究科委員会（総会）に上程するための事前の審議・調整・議案整理を行うために、研究科長及び各領域から選出された担当委員を構成員とする大学院運営委員会を設置している。

芸術学研究科で審議する事項は、学則第13条に（1）研究科教員の資格審査に関する事項、（2）研究に関する事項、（3）学生の入学・退学・転学等に関する事項、（4）教育課程及び履修方法に関する事項、（5）学位論文の審査に関する事項、（6）学位の授与に関する事項、（7）学生の指導及び育英・奨学・賞罰に関する事項、（8）学則の変更に関する事項、（9）教育及び研究予算に関する事項、（10）学長が諮問した事項、（11）その他研究科運営上重要な事項、と定められている。

研究科の事務的な管理運営については、学部同様中野キャンパス事務部が担当している。研究科予算についても学部と同様に計画的な執行がなされている。

【点検・評価】【長所と問題点】

研究科委員会及び研究科総会の運営並びに教学運営についても学部に準じて行っているが、研究科の独立性及び充実を図る観点から、研究科に関する規程を整備する時期にきている。

芸術学研究科の授業は中野キャンパスで開講されているが、デジタルメディア領域及びアニメーション領域の一部授業科目を厚木キャンパスで開講することになり、カリキュラム及び指導方法についての工夫、研究・教育環境のさらなる向上が求められている。

12-4 教学組織と理事会の関係

【現状の説明】

本法人の最高意思決定機関は理事会であるが、教学サイドから学長及び両学部長が理事に就するとともに、理事会からの授権を受けて毎月1回定例的に開催され、日常的な経営事項について審議決定権を持つ常任理事会の構成員にもなっており、経営と教学の意思疎通や調整は極めて円滑に行われている。

また、理事長、専務理事及び常任理事並びに学長及び両学部長を含む学内理事からなる大学運営会議においては、大学の将来計画及び運営の基本について審議され、経営と教学

に関する事項を協議し調整を図っている。

なお、教学面の実質的な最高意思決定機関である大学協議会には、法人事務局長（常務理事）が陪席し、教学サイドの意思や意向が理解できるかたちになっている。

【点検・評価】【長所と問題点】

教学と理事会との関係は、教学のトップが理事に就任するとともに、教学と経営のトップで構成される各種の会議において、大学の運営及び将来計画について審議を行っており、両者は良好な関係が築かれている。

大学全体に関わる問題、例えば大学キャンパスの問題、教員人事のあり方、入試対策の方針などを議論するため、理事長を議長とする大学運営会議、人事委員会を発足させ実質的検討が行われるようになった。構成員は理事長、専務理事、常務理事、学長、工学部長、芸術学部長である。

学部長をはじめとする役職教育職員（教学管理者）の権限等についても未整備な点が多いこと、十数年来改正されず現実の運用と乖離している規程等も散見されること等から、事務局内に規程整備に係るワーキンググループを設置し、2007年度に各種規程の棚卸し（精査）と必要な改正や制定を行った。

12-5 法令遵守・不正行為の防止等

【現状の説明】

本学では、従前から新任研修等を通じ、法律、規則その他本法人が定める規程等を遵守するとともに、公正・公平かつ誠実な職務の遂行を行い、高い倫理観と社会的良識を持って行動し、法令違反等による信頼の失墜により、大学の存続に大きな影響を与えたりすることのないよう教職員に対し注意を喚起している。

2007年度には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日付け文部科学大臣決定）に基づき、研究活動における不正行為及び公的研究費の不正使用の防止を徹底するため、本学における適正な運営・管理の在り方について検討を行い、必要な規程及び体制の整備を行った。

また、同年度から「科研費公募及び不正防止について」をテーマに、工学部及び芸術学部の教授総会開催日にあわせて研修・説明会を毎年度実施しており、ほとんどの教育職員と課長級以上の事務職員が受講している。

【点検・評価】【長所と問題点】

2007年11月に学内手続きを経て、次の不正行為防止関連の各種規程が施行された。

① 法令遵守の観点から、本学の研究活動に携わるすべての者が、高い倫理観と誇りを持ち、その与えられた使命を自覚し、日々の研究活動及び研究支援業務に邁進するための指針となる「東京工芸大学における研究活動等に関する行動規範」が制定された。

② 学内の責任体制の明確化を図るため、「東京工芸大学における公的研究費の取扱いに関する職務権限規程」が制定され、公的研究費の運営・管理について、全学を統括し、最終責任を負う者（最高管理責任者）に学長を、最高管理責任者を補佐し、大学全体を統

括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）に学部長・大学事務局長を、学内の各部局等における実質的な責任と権限を持つ者（部局責任者）に事務部長を充て、各責任者等の責任範囲と権限及び相互関係が明らかにされた。

③ 前述の行動規範を遵守し、実効性あるものとするために、「東京工芸大学における研究活動等に係る不正防止に関する規程」及び「同委員会規程」が制定され、適正な運営・管理の基盤環境が整備された。

④ 不正を発生させる要因を把握し、不正防止の計画的推進を図るため、「東京工芸大学公的研究費不正防止計画推進室設置要項」が制定された。

⑤ 公的研究費の適正な執行を図り、納品検収体制を確立するため、「東京工芸大学検収体制要項」及び「学校法人東京工芸大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」が制定された。

⑥ 公的研究費の運営・管理に関する学内外からの相談を受け付け、また不正行為の事実があると疑念がもたれる者に対し、通報することができる窓口を教育研究支援課に設置し、これをホームページに掲載して一般に周知し、情報伝達の確保体制を構築した。

⑦ 「東京工芸大学における研究活動等に係る不正防止に関するモニタリング及び監査体制に関する実施要項」が制定され、法人事務局財務課が中心となり、その他の関係部署と連携して、公的研究費の使用に関する効果的な内部監査が実施できる体制を整備した。

【管理運営に関する将来の改善・改革に向けた方策】

(1) 学長と大学協議会

昨今の大学を取り巻く環境の激変に、時宜をたがえず迅速に対応していくためには、学長のリーダーシップを遺憾なく発揮できる学内環境の整備もまた不可欠である。

事務部門の学長室と緊密な連携を図りながら大学協議会上程議案を立案し、各学部の意見調整を図り、不断に大学改革の諸課題を提案・検討する学長を補佐する新しい戦略的な機関（大学協議会運営委員会を明確に機能させる等）を構築し、迅速な意思決定を行うとともにその施策を速やかに反映できるようにする。

(2) 大学の管理運営体制

教授（総）会運営の円滑を図るために、部長会、部長・主任会、各種委員会等の会議体が設置され、上程議案について事前に調整や確認がなされているが、これら会議体の一部には特に明文化された規程を持たず、従前の慣行で開催されているものもあるので、組織的位置付け、設置目的や機能等をより明確にする必要がある。

(3) 大学院の管理運営体制

今後、大学院の一層の高度化・活性化並びに管理運営体制の充実を図るため、優秀な若手教員の育成に向けた環境整備と研究科長等の職務及び選任に関する規程を整備する。

(4) 教学組織と理事会の関係

現在、学長や両学部長等の教学責任者が理事・評議員に就任して大学運営に携わるとともに、大学運営会議をはじめとする各種の会議で教学と経営の問題について連絡・協議を行っており、教学組織と経営組織は極めて良好適切に機能している。

今後、経営、人事及び教育方針等を確固たるものとし、さらなる大学改革を推進するため、会議体の見直しや統廃合を視野に入れ、合理的、効率的な運営を実現する。

(5) 法令遵守・不正行為の防止等

不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を目指して2007年度に各種規程を整備したが、今後は、ルールと実態が乖離していないか等の把握や実験補助等の継続的な作業を行う研究支援者等の勤務実態の把握のため、無作為抽出による勤務状況の事実確認（業務実態現地調査、業務実態聴取等）を不定期に実施する等、内部監査の具体的手法、有効な方法の検討・実施に努める必要がある。また、大学職員としての誇りと社会的責任を十分認識し、研究者及び事務職員が協働して不正を発生させる要員の把握とその検証を進め、文部科学省等からの情報提供や不適切な事例とされる報道等の事例紹介をしながらコンプライアンス（法令遵守）の意識の涵養を図るとともに、他大学等における対応等を勘案しつつ不断の点検と見直しを行う。ただし、不正要因の把握や追及のあまり、研究遂行に支障を来すような過剰な管理体制は、研究現場に新たな不正発生要因を生み出す可能性もないとはいえないことから、不正使用を行う必要のない環境づくりに視点を置いて研究費の適正な機関管理と円滑な研究遂行に努める。